

参加者募集

体験型「避難所設営訓練」

家族で防災の取組を体験してもらうことで、自助・共助や家庭での備えについて話し合うきっかけとなるよう体験型避難所設営訓練を実施します。

防災の取組を楽しく学びながら、避難所とはどんなところか家族で体験してみませんか。

日時 11月17日(日) 9時から16時30分(予定)

場所 川越町総合体育館

訓練内容 ①避難所設営訓練 ②避難所運営訓練
③非常食体験(昼食) ④協力団体による防災体験イベント
⑤防災講話 ⑥地震体験車によるVR地震体験

募集対象 小学生のお子さんとその保護者 定員 20人程度

持ち物 上履き、飲み物

申込方法 申込フォーム、窓口

申込期限 11月8日(金)

問合せ先 安全環境課 TEL366・7163

申込フォーム



昨年度の様子

食品ロスを減らしてごみを減らしましょう!

10月は「食品ロス削減月間」 10月30日は「食品ロス削減の日」です。

日本の食品ロスは年間472万トンと推計されており、日本の人口1人あたりに換算すると、おにぎり1個分ほどの食べ物が毎日捨てられていることとなります。

特売でたくさん食品を買い込み、使い切れず捨てたことはありませんか?今すぐ取り組める「冷蔵庫のクリーンアップデー」をご紹介します。冷蔵庫内の点検する曜日を決め、消費期限の近いものや残り物を使い切ろうとする運動です。冷蔵庫内の在庫管理を定期的に行い「食材を使い切る」など一人ひとりが心がけることで、食品ロス防止に繋がります。今日から実践しましょう!

問合せ先 安全環境課 366・7163

犬・猫 飼い主のみなさんへ

最近、犬・猫のフンが道路や家の敷地内に放置され、困っているなどの苦情が増加しています。飼い主の方は散歩中のフンは持ち帰り、尿はペットボトル等に入れた水で流すことを徹底してください。

また、猫は疾病の感染や迷子の防止のため室内飼いに努めましょう。

清潔なまちづくりのため、みなさんのご協力をお願いいたします。



マナーを守って
楽しくお散歩
しましょう!

問合せ先 安全環境課 366・7163

川越町戦没者追悼式

町では、先の大戦において亡くなられた方に対し、町民ひとしく哀悼の誠を捧げ、そのご冥福をお祈りするとともに、悲惨な戦争を再び繰り返さないよう恒久の平和を祈念して「川越町戦没者追悼式」を挙行します。

また、小中学生による平和学習体験と平和をテーマにした作文の発表も行います。

日時 11月9日(土)
10時30分開式

場所 あいあいホール

問合せ先 福祉課 366・7116



行政相談月間 9月1日(日)～10月31日(木)

困ったら 一人で悩まず 行政相談

「行政相談」とは、役所などの仕事に関する苦情や意見、要望をお聞きし、その解決の促進を図る制度です。

総務省では、行政相談制度の認知度向上のため、9月と10月の2か月間を「行政相談月間」として、全国的にいろいろな行事を行います。当町でも次の日程で行政相談所を開設します。年金、保険、税金、登記、道路、福祉など役所の仕事について、お気軽にご相談ください。

日時 10月18日(金)午後1時30分～4時 ※受付時間 午後1時30分～3時30分

場所 いきいきセンター2階 生活相談室

行政相談委員とは、総務大臣が委嘱している民間有識者で、みなさんの身近な相談相手です。相談は無料で相談者の秘密は、固く守ります。当日ご都合の悪い方は、次のところで行政相談に応じていますので、ご利用ください。

総務省 三重行政監視行政相談センター 行政監視行政相談課

TEL0570・090110(平日午前8時30分～午後5時15分)

※土・日曜日、祝日や上記以外の時間帯は留守番電話で対応します。

IP電話などをご利用の場合は、TEL059・227・1100

※相談の電話は、相談内容を正確に把握するため、録音させていただきます。

問合せ先 総務課 TEL366・7113



空き家の適正管理してますか?

「空き家」とは?

空き家とは、おおむね年間を通して居住やその他の利用がされていない建築物や付属する門・塀などの工作物をいいます。

空き家の管理は誰がするの?

空き家の管理は、住んでいる家と同様に、所有者の責任です。所有者は、空き家になっても防災、衛生や景観など周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、適正に管理する責任があります。

空き家になってしまったら?

- 空き家を相続したら、忘れずに相続登記をしましょう。
- 家族や親族などで話し合い、誰が空き家を管理するのか決めましょう。
- 使わないようなら、売買や賃貸など新たな利用方法を考えましょう。
- 利活用が難しい建物は、解体して土地を有効利用することを考えましょう。

空き家を放置するとこんな問題が...

瓦や外壁が落下したり、塀や樹木が倒れたりすることで、他人にケガを負わせたり、周辺の車両に損害を与えた場合は、民法の規定により損害賠償を問われることがあります。

建物の状態を保つためにも、定期的に点検し、不良箇所を発見した場合は修理を行うなど、適正管理に努めましょう。

<適正管理のポイント>

- 屋根・外壁などの状態確認 玄関・窓の施錠の確認 雨漏り状況の確認 通風・換気
- 通水 室内の清掃 敷地内の庭木剪定・除草・ごみなどの確認 郵便受けの確認・整理

問合せ先 安全環境課 TEL366・7163



空き家 個別相談会を開催します

事前予約制

空き家に関する様々な相談に専門家がお応えします!

日時 10月17日(木)～10月31日(木)
場所 川越町中央公民館
教育センター

問合せ先 四日市不動産事業協同組合
TEL355・0440

- 取壊し 管理 賃貸
- 売却 耐震 リフォーム